

連携プログラムについて

1、はじめに

日本専門医機構における専攻医の枠を決定するシーリング数には「シーリング数」と「連携プログラム数（連携プログラムのうち都道府県限定分）」という項目があります。このことについて、概略を以下に記載します。

2、シーリング数とは

厚生労働省が示す「2024 年の必要医師数」を達成するため、専攻医採用数に上限を付けることを指します（この枠で採用する専攻医を以下、通常プログラム枠と呼称します）。

3、連携プログラム数とは

上記のシーリング数では、当該地域の激変が発生することを懸念し緩和案として日本専門医機構で設定しているものです。この連携プログラムは、採用された地域以外での研修（地域派遣）を義務付けられています。その派遣先について特定の地域のみ限定されている都道府県限定分（以下、県限定と呼称します）と、限定されていない（以下、県非限定と呼称します）ものの2パターンがあります。

4、通常プログラム枠と連携プログラム枠について

項目名	概要
通常プログラム枠	地域派遣等の義務のない通常の研修プログラム
連携プログラム枠	激変緩和措置として設定された地域派遣を義務づけたプログラム。募集は通常プログラムとは別枠で行い、定員は上記の通常プログラム枠とは別に設定されている。
└ 県限定連携プログラム枠	連携プログラムの内、足下充足率が 80%以下の県への派遣を義務づけるプログラム。
└ 県非限定連携プログラム枠	連携プログラムの内、足下充足率が 100%未満の県への派遣を義務づけるプログラム。

***連携プログラムの地域派遣期間は 2021 年の専攻医より 1.5 年間となります。**

5、その他

下記に日本専門医機構が厚生労働省医師専門研修部会にて提出している資料（2020 年度版）を参考として記載します。

2020年度専攻医におけるシーリングの基本的な考え方

2018年度、2019年度においては、過去5年間の採用数の平均を用い、5大都市のみにシーリングの設定を行ったが、2020年度においては、必要医師数および必要養成数を基に根拠ある新しいシーリングの考え方を導入を厚生労働省は提案し、日本専門医機構が下記の通りシーリング案をまとめた。

シーリングの対象

- 「2016年医師数」が「2016年の必要医師数¹⁾」および「2024年の必要医師数²⁾」と同数あるいは上回る都道府県別診療科
- 例外として、外科・産婦人科³⁾、病理・臨床検査⁴⁾、救急・総合診療科⁵⁾の6診療科はシーリングの対象外とする

1,2)各診療科別勤務時間等（「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」結果を基に作成）及び医師需給分科会第3次中間取りまとめにおけるマクロ需要推計の推計値（需要ケース2）、DPCデータを用いた疾病別診療科別患者数シェア等を利用して算出 3)平成6年度と比較して平成28年度の医師数自体が減少しているなどの理由 4)専攻医が著しく少数である等の理由 5)今後の役割についてさらなる議論が必要とされている等の理由

シーリング数

「2018年と2019年の平均採用数」から
 （「2018年と2019年の平均採用数」－「2024年の必要医師数を達成するための年間養成数」）×20% を除いた数とする

連携(地域研修)プログラム

上記のシーリング案による急激な変化によってもたらされる影響への配慮などの理由から、専攻医不足の都道府県との「連携（地域研修）プログラム」を追加可能。但し、連携プログラムの設定には、連携プログラムを除く2020年度募集プログラムの地域貢献率が原則20%以上が必須条件。

定義

○ 連携（地域研修）プログラム

激変緩和措置

シーリング対象外の都道府県の施設において50%以上の専門研修を行える環境が整った場合、募集可能とする。
 ただし、都道府県限定分に関しては、以下の条件が整った場合のみ募集可能とする

○ 連携（地域研修）プログラムのうち都道府県限定分

2016年足下充足率（＝足下医師数/必要医師数）が0.8以下のその診療科の医師不足が顕著である都道府県の施設において50%以上の専門研修を行える環境が整った場合、募集可能とする

計算方法

- 「2018年と2019年の平均採用数」－「2024年の必要医師数を達成するための年間養成数」に対して、「診療科全体の充足率」に応じて以下の割合を乗じた数とする

診療科充足率 $\leq 100\%$ の場合：	20%	（内科・整形外科・泌尿器科・脳神経外科）
$100\% < \text{診療科充足率} \leq 150\%$ の場合：	15%	（小児科・眼科・耳鼻科・放射線科・リハビリテーション科）
$150\% \leq \text{診療科充足率}$ の場合：	10%	（皮膚科・精神科・麻酔科・形成外科）
- 上記のうち都道府県限定分を5%分とする

診療科偏在是正対策

シーリング数の上限・下限

- 上記の計算を行った結果のシーリング数（連携（地域研修）プログラム含む）が下記の採用実績を超える場合に限り、その数を上限とする
 - ・上記の計算を行った結果のシーリング数（連携（地域研修）プログラム含む） > 20 の場合： 2019年の採用数
 - ・上記の計算を行った結果のシーリング数（連携（地域研修）プログラム含む） ≤ 20 の場合： 過去2年の平均採用数と2019年の採用数の大きい方
- シーリング数（連携（地域研修）プログラム含む）が5を下回る場合、5とする。